○文部科学大臣臨時代理
　国務大臣　石原　伸晃
文部科学大臣下村博文海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に文部科学大臣の職務を行う国務大臣に指定する
　同　稲田　朋美
内閣府特命担当大臣山本一太海外出張不在中内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策担当、科学技術政策担当及び宇宙政策担当）事務代理を命ずる（以上九月三日）
○内閣総理大臣海外出張
　内閣総理大臣安倍晋三は九月四日ロシア国及びアルゼンチン国へ出張のため出発した。
○財務大臣臨時代理
　国務大臣　新藤　義孝
財務大臣麻生太郎海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に財務大臣の職務を行う国務大臣に指定する
　同　新藤　義孝
内閣府特命担当大臣麻生太郎海外出張不在中内閣府特命担当大臣（金融担当）事務代理を命ずる
　同　田村　憲久
内閣府特命担当大臣甘利明海外出張不在中内閣府特命担当大臣（経済財政政策担当）事務代理を命ずる（以上九月四日）
　国務大臣　稲田　朋美
内閣府特命担当大臣山本一太帰朝につき内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策担当、科学技術政策担当及び宇宙政策担当）事務代理を免ずる（以上九月五日）
○農林水産大臣臨時代理
　国務大臣　太田　昭宏
農林水産大臣林芳正海外渡航不在中内閣法第十条の規定により臨時に農林水産大臣の職務を行う国務大臣に指定する
（静岡地方裁判所判事兼静岡家庭裁判所判事）判事　竹内　純一
簡易裁判所判事に兼ねて任命する
（静岡地方裁判所判事兼静岡家庭裁判所判事・沼津簡易裁判所判事）判事　山﨑まさよ
兼官を免ずる（以上九月七日）
　国務大臣　古屋　圭司
復興大臣根本匠帰朝につき復興大臣事務代理を免ずる
○財務大臣臨時代理解職
　同　新藤　義孝
財務大臣麻生太郎帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に財務大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く
　同　新藤　義孝
内閣府特命担当大臣麻生太郎帰朝につき内閣府特命担当大臣（金融担当）事務代理を免ずる
　同　田村　憲久
内閣府特命担当大臣甘利明帰朝につき内閣府特命担当大臣（経済財政政策担当）事務代理を免ずる（以上九月八日）
○内閣総理大臣海外出張
　内閣総理大臣安倍晋三はロシア国及びアルゼンチン国へ出張のところ九月九日帰朝した。
○外務大臣臨時代理解職
　国務大臣　菅　義偉
外務大臣岸田文雄帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に外務大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く
○農林水産大臣臨時代理解職
　同　太田　昭宏
農林水産大臣林芳正帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に農林水産大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く
　同　稲田　朋美
内閣府特命担当大臣三好雅子（森まさこ）帰朝につき内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全担当、少子化対策担当及び男女共同参画担当）事務代理を免ずる
　小川　育央
簡易裁判所判事に任命する（以上九月九日）

人事院

（人材局審議官）
人材局長に昇任させる　千葉　恭裕
人材局長事務代理を免ずる
公務員研修所副所長の併任を解除する
（人材局試験審議官）　合田　秀樹
人材局審議官に配置換する
公務員研修所副所長に併任する
（人材局首席試験専門官）　渡辺　光明
人材局試験審議官に昇任させる
人材局首席試験専門官事務取扱を命ずる（以上十月一日）

公害等調整委員会

（公害等調整委員会事務局審査官）総務事務官
内閣府に出向させる
（内閣府大臣官房）内閣府事務官　佐々木奈佳
総務事務官（公害等調整委員会事務局審査官）に転任させる（以上十月一日）

最高裁判所

横浜地方裁判所判事・横浜簡易裁判所判事
水戸地方裁判所判事に補する
部の事務を総括する者に指名する
兼ねて水戸家庭裁判所判事に補する
水戸簡易裁判所判事に補する（九月二十四日）
　山形地方裁判所判事兼山形家庭裁判所判事　水野　邦夫
仙台高等裁判所判事に補する
部の事務を総括する者に指名する
　東京家庭裁判所判事　嶋原　文雄
山形地方裁判所判事に補する
山形地方裁判所長を命ずる
兼ねて山形家庭裁判所判事に補する
山形家庭裁判所長を命ずる
　東京高等裁判所判事・東京簡易裁判所判事　井上　豊
東京家庭裁判所判事に補する
部の事務を総括する者に指名する（以上九月二十五日）
　横浜簡易裁判所判事　松田　清
横浜簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者に指名する（九月二十六日）
○定年退官
判事宮岡章は九月二十四日限り定年退官
簡易裁判所判事木村烈は九月二十五日限り定年退官

皇室事項

行幸啓

天皇皇后両陛下は、九月二十八日午後四時八分御出門、東京都において開催されている第六十八回国民体育大会総合開会式に御臨席、併せて式典演技を御覧のため、味の素スタジアム（調布市）へ行幸啓、同七時三十一分還幸啓、同月二十九日午後四時四十二分御出門、同役員懇談会に御出席のため、グランドプリンスホテル新高輪（港区）へ行幸啓、同六時六分に還幸啓になった。

御祝電

天皇陛下は、十月一日中華人民共和国の国祭日につき、九月三十日同国主席閣下へ御祝電を発せられた。
天皇陛下は、十月一日キプロス国の独立記念日につき、九月三十日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第三十三条第二項の規定により、日本貸金業協会より届出があったので、同法第四十一条の十二第四号の規定により公示する。
平成二十五年十月二日
　金融庁長官　畑中龍太郎

貸金業法第二十七条第一項第三号に掲げる事項の変更
平成25年9月10日付で、日本貸金業協会への加入を承認した業者

登録番号	商号、名称又は氏名
福島県知事(4)第01786号	常磐商事株式会社
東京都知事(1)第31485号	株式会社Casa
東京都知事(1)第31490号	一般財団法人港湾近代化促進協議会
東京都知事(1)第31492号	株式会社アクシス